

自治体情報システムの標準化・共通化等について

令和3年1月22日

行政経営支援室

地方公共団体の情報システムの標準化に向けた取組

- 住民記録システムなど、地方公共団体が基本的な事務を処理するための情報システム（基幹系情報システム）は、事務の処理の大半が法令で定められているが、地方公共団体が利便性等の観点から個別に機能のカスタマイズ等を行っており、その結果、
 - ・ 維持管理や制度改正時の改修等において**地方公共団体は個別対応を余儀なくされ、負担が大きい**
 - ・ **情報システムの差異の調整が負担**となり、クラウドによる共同利用が円滑に進まない
 - ・ 住民サービスを向上させる最適な取組みを、**迅速に全国へ普及させることが難しい** 等の課題が生じている。
- こうした課題を解決するため、**地方公共団体の情報システムの標準化を推進することが必要**。

「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)

第3章「新たな日常」の実現

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備（デジタル・ニューディール）
 - (1) 次世代型行政サービスの強力な推進 — デジタル・ガバメントの断行
 - ③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速

国・地方を通じたデジタル基盤の統一・標準化を早急に推進するため、地方制度調査会の答申を踏まえ、法制上の措置を講じた上で、財源面を含め国が主導的な支援を行う。地方自治体の基幹系業務システムの統一・標準化について関係府省庁は内閣官房の下この1年間で集中的に取組を進める。年内に標準を設ける対象事務の特定と工程化を行う。

「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定)

6. 個別分野の取組
 - (2) 新たに講ずべき具体的施策
 - iii) スマート公共サービス

② 地方公共団体のデジタル化の推進

地方自治体の情報システムをより広域的なクラウドに移行するためには、各地方自治体が行っている情報システムのカスタマイズを無くすことが重要であり、国が主導して進めている標準化の取組を着実に進めるとともに、システムの機能要件等について法令に根拠を持つ標準を設けることとすべきであるとする地方制度調査会の答申を踏まえ、関係府省庁が連携して、セキュリティの基準を含め、情報システムの標準化について総合的な対応を検討し、早期に結論を得る。

第2 地方行政のデジタル化

3 取組の方向性

(2)地方公共団体の情報システムの標準化

住民基本台帳、税務等の分野における基幹系システムは、地方公共団体の情報システムの中でも重要な位置を占め、維持管理に加え、制度改正等における地方公共団体ごとの個別対応による負担が大きい。自治体クラウドによる共同利用を進めるに当たっては、団体間の情報システムの差異の調整が求められる。また、地方公共団体の枠を越えて活動する住民や企業の利便性の観点からは、団体ごとに規格等が異なると利便性を妨げる。さらに、国・地方を通じたデジタル化を進める観点からも、標準的機能を各地方公共団体のシステムが保有していることが望まれる。こうしたことから、**標準化等の必要性は高く、早急な取組が求められる。**

また、法令でほとんどの事務が定められており、観光、産業等の分野と比べて創意工夫の余地が小さいと言える。

そこで、基幹系システムについては、個々の地方公共団体でのカスタマイズや共同利用に関する団体間の調整を原則不要とするとともに、ベンダロックインを防ぎ、事業者間のシステム更改を円滑にするため、**システムの機能要件やシステムに係る様式等について、法令に根拠を持つ標準を設け、各事業者は当該標準に則ったシステムを開発して全国的に利用可能な形で提供することとし、地方公共団体は原則としてこれらの標準準拠システムのいずれかを利用することとすべきである。**

5 価値を生み出すガバナンス

5.1.2 政府CIO レビューの実施

(3) 政府横断施策や投資額の大きいプロジェクトのガバナンスの徹底（◎内閣官房、総務省、関係府省）

ア.クラウドサービスの利用環境整備（◎内閣官房、◎総務省、全府省）

政府情報システムについて、**共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）の利用環境（「（仮称）Gov-Cloud」）**を整備し、早期に運用を開始する。

（略）

また、独立行政法人、**地方公共団体**、準公共分野（医療、教育、防災等）等の情報システムについても、「（仮称）Gov-Cloud」の活用に向けて、**具体的な対応方策や課題等について検討を進める。**

（略）

12 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

12.2 地方公共団体における情報システム等の共同利用の推進

(1) 地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化の推進（◎内閣官房、◎総務省、内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係省庁）

（略）

住民記録、地方税、福祉など、地方公共団体の主要な17業務を処理するシステム（基幹系システム）の標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成する。

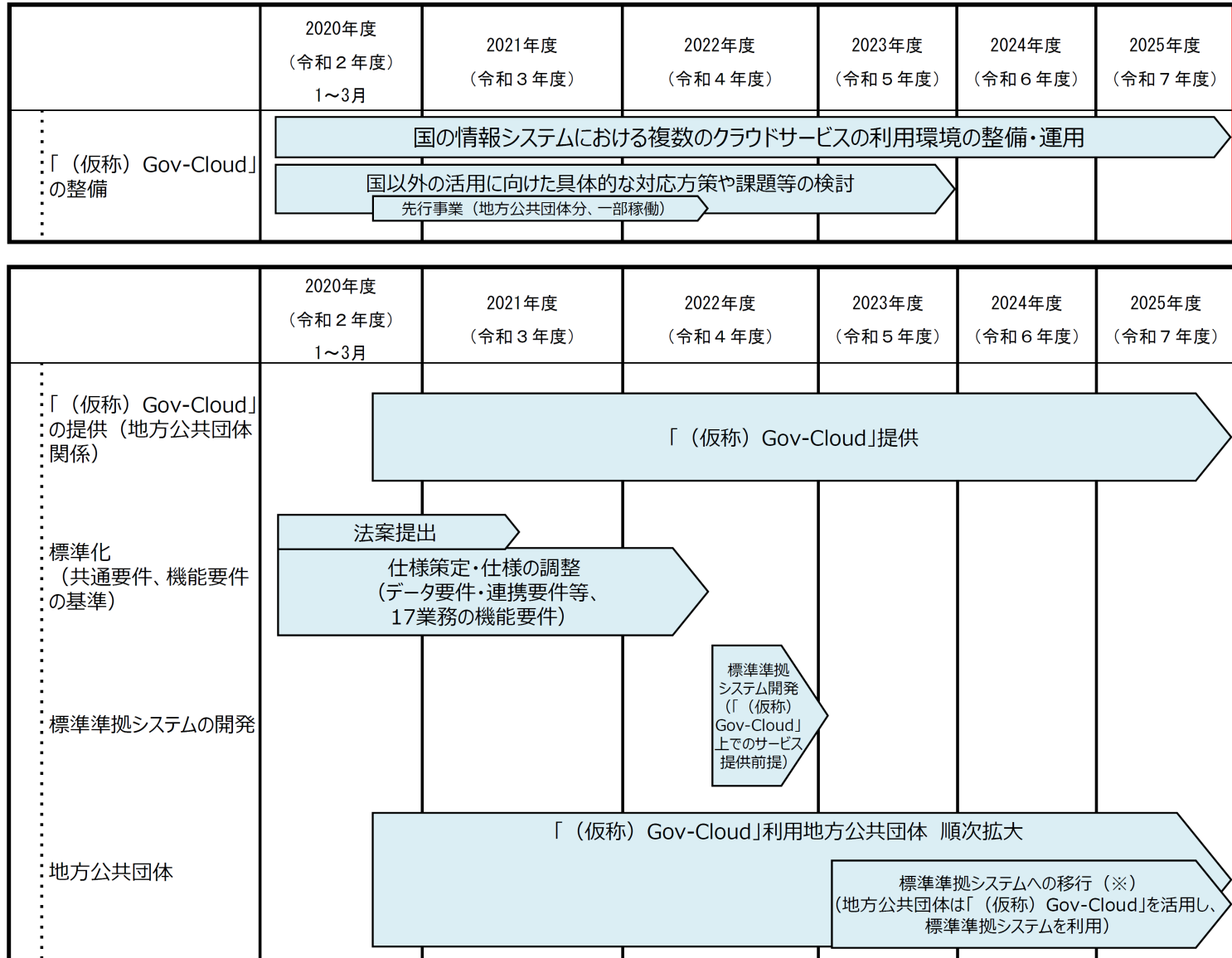
これを通じ、「（仮称）Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、各事業者が標準仕様に準拠して開発したシステムを地方公共団体が利用することを目指す。このため、**地方公共団体の情報システムの標準化・共通化を実効的に推進するための法律案を、2021年（令和3年）通常国会に提出する。**その上で、**国が財源面（移行経費等）を含め主導的な支援を行う。**その際には、「（仮称）Gov-Cloud」の利用に応じた地方公共団体の負担の在り方について合わせて検討する。また、**目標時期を2025年度（令和7年度）**とし、それに向け地方公共団体が対応に向け準備を始められる環境をつくる。

（略）

なお、取組においては、**多様な地方公共団体の実情や進捗をきめ細かく把握し、丁寧に意見を聴いて進める**とともに、地方公共団体にわかりやすく目標・取組・スケジュールなどの段取りを示し、適時・適切に調整しつつ、住民サービスの安定・向上と、地方公共団体業務の円滑化・効率化を旨として、推進する。

（略）

IV マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて - 工程表 -



※ 取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案（仮称）の概要

趣旨

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の**地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。**

概要

① 情報システムの標準化の対象範囲

- 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定

※ 児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援

② 国による基本方針の作成

- 政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会から意見聴取の上、方針案を作成

③ 情報システムの基準の策定

- 所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定
- 内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準（省令）を策定
- 策定時に地方公共団体の意見反映のための措置を実施

④ 基準に適合した情報システムの利用

- 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
- ①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能

⑤ その他の措置

- 地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める。
- 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

⑥ 施行期日

- 令和3年9月1日

自治体情報システムの標準化・共通化に向けた環境整備

R2第3次補正予算(案): 1, 509億円

- 自治体の情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化に向けた自治体の取組を支援し、令和7年度までに基準に適合した情報システムを利用する形態に移行することを目指す。

〔参考〕国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）（抜粋）
地方公共団体における情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化を今後5年で確実に実現していくための取組を全力で推進する。その際、複数年の取組として地方公共団体が予見可能性をもって計画的・安定的にデジタル改革を進めることが可能な形での財政的な支援を行う。

令和2年度第3次補正予算（案）

- 各自治体が、令和7年度までに「(仮称)Gov-Cloud」上で基準に適合した情報システムを利用する形態に移行することを目指すため、住民に関する事務処理の基盤となる基幹系情報システムについて、移行のために必要となる経費を支援する（基金に計上）。

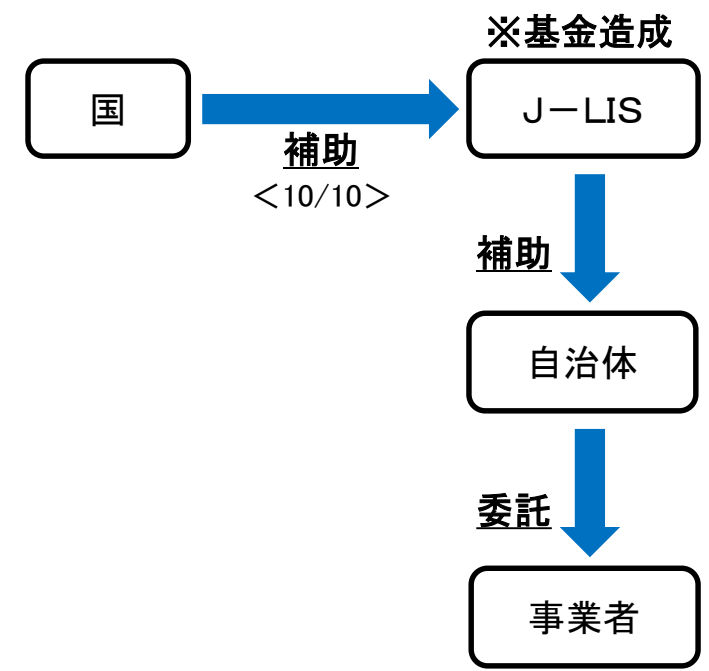
＜基金の造成先＞ 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）

＜基金の主な使途＞

- 「(仮称)Gov-Cloud」への移行に要する経費
 - ・ 「(仮称)Gov-Cloud」上のシステムへの移行準備経費（現行システム分析調査、移行計画策定等）
 - ・ システム移行経費（接続、データ移行、文字の標準化等） など

＜基金の年限＞ 令和7年度までの5年間

＜施策スキーム＞



地方行革について

<政府の取組>

【平成17～21年度】<集中改革プランの実施>

- 閣議決定や法律により、数値目標を含めて方針を決定
「今後の行革指針(H16.12)」「行革推進法(H18.6)」等
- 総務省から地方自治体に方針に基づく取組を要請
「新地方行革指針」(H17.3) (集中改革プランの作成・公表の要請)
「地方行革新指針」(H18.8) (更なる定員の純減、公会計整備等)

【平成22年度～】<自主的・主体的な行革の推進>

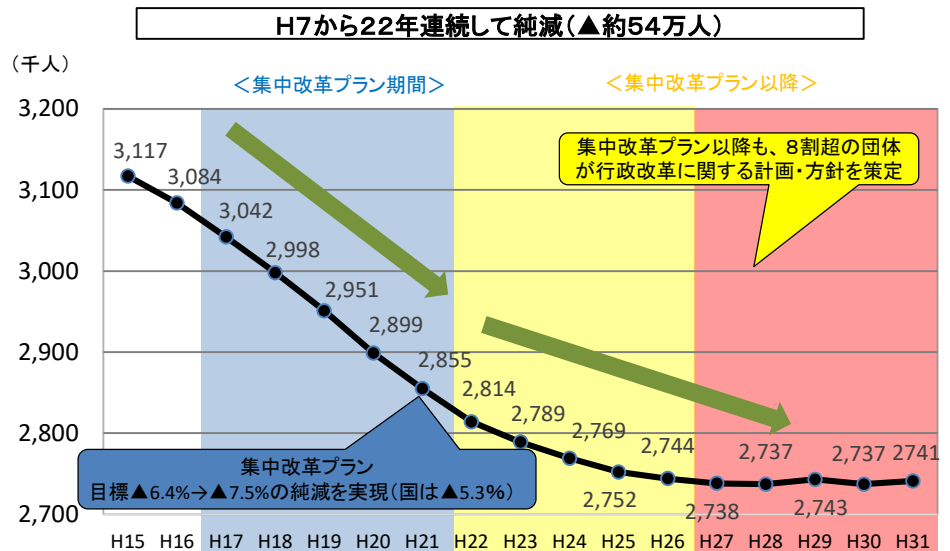
- 各地方自治体において自主的・主体的な行政改革を推進
 ・行政改革にかかる計画・方針を策定している地方公共団体の状況
 都道府県47団体(100%)、政令指定都市19団体(95%)、市区町村
 1,432団体(83%)が策定(平成26年10月1日時点)

【平成27年度～】<地方行政サービス改革の推進>

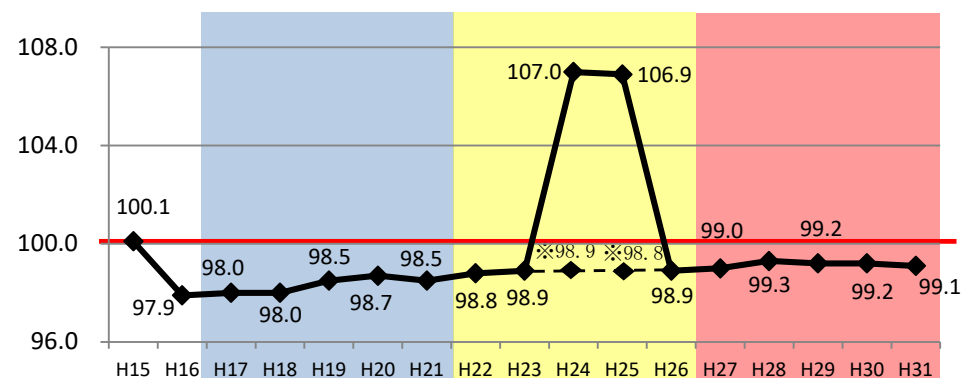
- 「経済財政運営と改革の基本方針2015」(H27.6閣議決定)等を踏まえ、
総務省から地方自治体に助言通知に基づく取組を要請
「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」(H27.8)
(民間委託等の推進・指定管理者制度等の活用、BPRの手法やICTを
活用した業務の見直し、自治体情報システムのクラウド化の拡大 等)
- 業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化等の各地方自治体
における取組状況を比較可能な形で公表し、取組状況の見える化を
実施
- 総務省においては、これらの推進状況について毎年度フォローアップし、
その結果を広く公表

<地方における職員数と給与水準の推移>

○地方公務員総数の推移



○ラスパイレス指数の推移



窓口業務の民間委託、総合窓口化、庶務業務の集約化等の実施状況について

窓口業務の民間委託の実施状況

平成31年4月1日時点

	導入団体数	市区町村数	割合
全市区町村	425団体	1,741団体	24.4%
指定都市	18団体	20団体	90.0%
特別区	20団体	23団体	87.0%
中核市	48団体	58団体	82.8%
指定都市・中核市以外の市	249団体	714団体	34.9%
町村	90団体	926団体	9.7%

(※) 内閣府通知で民間事業者に取り扱わせることができると整理された窓口業務のいずれかを委託している団体数

総合窓口の導入状況

平成31年4月1日時点

住民等からの各種申請等（戸籍・住民基本台帳業務、税証明、福祉業務等）に関する受付部署を複数部署から1部署に集約し、例外的なケースを除きワンストップで対応が完結する取組。

	導入団体数	市区町村数	割合
全市区町村	236団体	1,741団体	13.6%
指定都市	9団体	20団体	45.0%
特別区	7団体	23団体	30.4%
中核市	18団体	58団体	31.0%
指定都市・中核市以外の市	118団体	714団体	16.6%
町村	84団体	926団体	9.1%

庶務業務の集約化に関する実施状況について

平成31年4月1日時点

人事・給与・旅費・福利厚生等の庶務業務について、庶務事務システム等を使用して発生源入力を行い、審査確認等の担当部局を集約し、各部局の庶務担当者の業務を削減する取組を行っていることをいう。

	導入団体数	市区町村数	割合
都道府県	46団体	47団体	97.8%
全市区町村	515団体	1,741団体	29.6%
指定都市	17団体	20団体	85.0%
特別区	23団体	23団体	100.0%
中核市	34団体	58団体	58.6%
指定都市・中核市以外の市	280団体	714団体	39.2%
町村	161団体	926団体	17.4%

3. 地方行財政改革等

政策目標

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

持続可能な地方行財政基盤を構築するため、将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方の検討や地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革に取り組むとともに、見える化、先進・優良事例の横展開、公営企業・第三セクター等の経営抜本改革を推進する。
 ・安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向）

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）		
		21	22	23
○歳出効率化の成果 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表	○窓口業務のアウトソーシングの実施件数【2023年度までに485団体】 ○標準委託仕様書等を参考にする自治体数【2021年度に160団体】 ○総合窓口を導入した自治体数【2023年度までに370団体以上】 ○基準財政需要額の算定への反映を開始した対象業務数 ○基準財政需要額の算定への反映を開始した対象業務における算定項目別の経費水準の見直し額【見直し予定額の100%】	1. 先進的な業務改革の取組等の拡大、業務改革の取組の成果の地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎への適切な反映 a. 「業務改革モデルプロジェクト」による歳出効率化（業務コストの抑制、処理手続時間の短縮等）の優良事例の横展開や標準委託仕様書等の情報提供及びフォローアップにより、地方自治体における取組状況を踏まえ、窓口業務の委託等の業務改革の取組を進める。《総務省》	→	
		b. 総務省・各自治体において、窓口業務等の民間委託の業務別団体規模別の取組状況（実施率、業務分析手法活用の有無や具体的な委託事務の範囲等）、住民一人当たりコスト、歳出効率化効果や今後の対応方針について、「見える化」・比較可能な形で公表。《総務省》	→	
		c. 歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなもののうち、基準財政需要額の算定への反映を行うこととしている業務について、段階的な導入を完了。《総務省》	→	
		d. 窓口業務の委託に係る基準財政需要額の算定への反映について、地方自治体における取組状況等を踏まえ、今後の方針を検討する。《総務省》	→	

業務改革モデルプロジェクトにおけるモデル事業一覧

実施年度	団体名	モデル事業概要
H28年度	岐阜県高山市	本庁舎及び9支所の窓口業務の同時改革
H28年度	兵庫県神戸市	総合窓口の導入及び電子申請・郵送申請の拡大
H28年度	鳥取県鳥取市	窓口事務処理の段階別業務分析・アウトソーシング検討
H28年度	鳥取県北栄町	総合窓口業務と窓口業務以外の定型的業務の集約・アウトソーシング検討
H28年度	愛媛県西予市	総合窓口化、予約制窓口、オンライン窓口等による窓口業務改革
H28年度	大分県別府市	域内民間事業者との連携による、域内における外部人材確保
H28年度	沖縄県南城市	島部の小規模団体における窓口業務改革
H29年度	北海道北見市	複数窓口の協調処理、マイナンバーカードの券面情報の活用等
H29年度	千葉県船橋市	窓口業務プロセスの可視化、申請書作成と手続きのワンストップ化等
H29年度	滋賀県彦根市	各種相談業務のワンストップ化・アウトソーシング検討
H29年度	滋賀県草津市	近隣自治体との共同アウトソーシング検討

実施年度	団体名	モデル事業概要
H29年度	大阪府 河内長野市	広域連携による共同処理業務の対象拡大・アウトソーシング検討
H29年度	福岡県須恵町	複数の自治体による窓口業務等の総合的な集約化・アウトソーシング検討
H29年度	熊本県宇城市	ICTを活用した窓口業務の効率化
H30年度	埼玉県深谷市	顔認識システムによる本人確認の自動化、窓口業務の完全自動化の検討
H30年度	東京都足立区	RPA、AI-OCRを活用した窓口業務の省力化
H30年度	長野県塩尻市	保育申請の電子化や、ICTを活用した申請受付業務の効率化
H30年度	静岡県掛川市	地方独立行政法人を活用した窓口業務改革
H30年度	大阪府 泉大津市	議事録・記録作成業務等を対象としたAIパッケージ開発検討
H30年度	和歌山県 橋本市	近隣自治体と、窓口業務におけるRPA導入等の活用
H30年度	熊本県熊本市	基幹系システムと個別システムのデータ連携、窓口業務におけるICT活用等

【URL】

平成28年度 https://www.soumu.go.jp/iken/h28_model_project.html

平成29年度 https://www.soumu.go.jp/iken/02gyosei04_04000061.html

平成30年度 https://www.soumu.go.jp/iken/02gyosei04_04000095.html

自治体行政スマートプロジェクト

R2第3次補正予算額(案): 1.4億円
(R2当初予算額: 1.4億円)

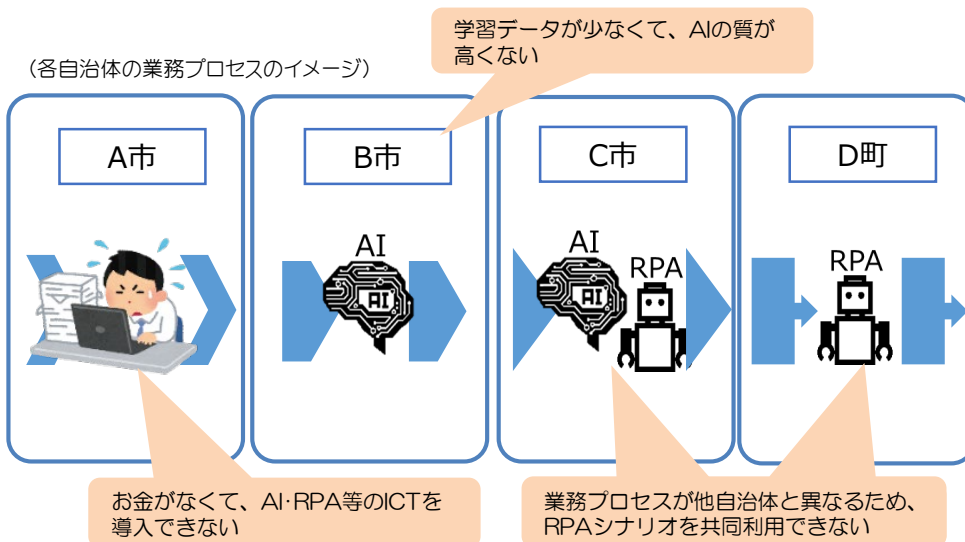
○ システムやAI等の技術を駆使して、効果的・効率的に行政サービスを提供する「スマート自治体」への転換を図るため、本事業において、自治体の基幹的な業務(住基など)について、人口規模ごとに複数自治体による検討グループを組み、そのグループ内で、業務プロセスの団体間比較を実施することで、AI・RPA等のICTを活用した業務プロセスの標準モデルを構築

⇒ 本事業終了後、AI・RPA等のICTの具体的活用方法も含めた業務プロセスの標準化モデルを全国展開

- 〔本事業の目的〕 ① より効果的な事務処理を行うために同種の自治体の中で最も良い業務プロセスに標準化
② AI・RPA等のICTの共同導入のために必要な範囲で業務プロセスを標準化
〔対象となる費用〕 BPR(Business Process Reengineering: 業務プロセスの再構築)による業務プロセスの検討に要する費用

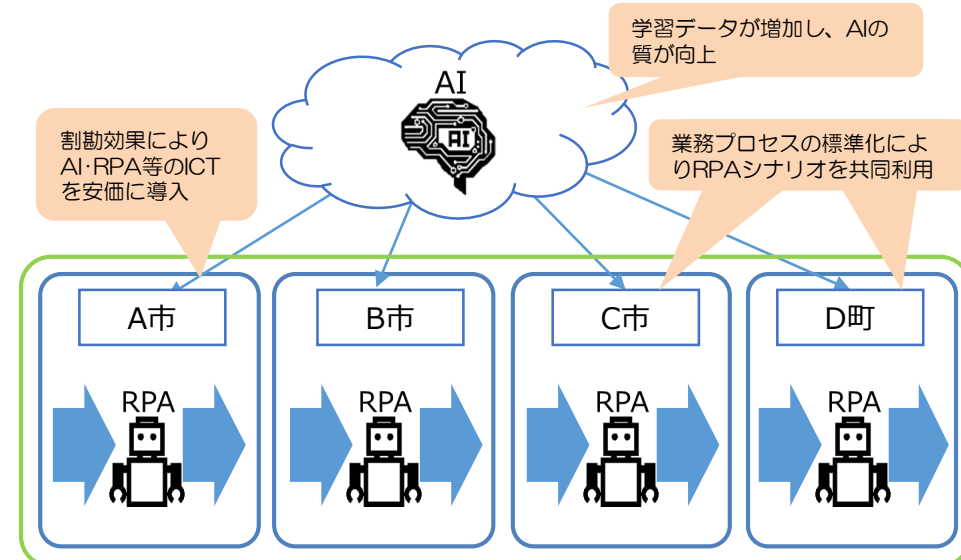
現在の姿 (本事業実施前)

…業務プロセスもAI・RPA等の導入状況もバラバラ



未来の姿 (本事業実施後)

…AI・RPA等の共同導入で業務プロセスも標準化



【参考】令和元年度(2019年度) 自治体行政スマートプロジェクト事業委託団体一覧


応募グループ	対象業務	モデル	取組内容	応募グループ	対象業務	モデル	取組内容
静岡県浜松市 岡山県岡山市 神奈川県相模原市	住民基本台帳業務	指定都市モデル	・新たな在留資格の創設に伴い今後の在留外国人の増加が見込まれるなか、転入手続きにおける円滑な窓口対応を持続していくため、人口規模の近い3政令指定都市の業務分析・比較を行い、業務効率化に向けたスマートフォンやタブレット等のICT活用及び業務プロセスの標準化を目指す。	山口県宇部市 山口市 岩国市 周南市	税務業務 内部管理業務	一般市等モデル	・人口規模がほぼ同程度である4市において、税務業務・内部管理業務を対象に、RPA等を活用した事務の効率化・改善を検討する。 ・グループ構成団体中、異なるベンダのシステムを用いている税務業務と、同一ベンダのシステムを用いている内部管理業務においてそれぞれRPA等の導入可能性を比較検証する。
兵庫県神戸市 千葉県千葉市 神奈川県横浜市	税務業務	指定都市モデル	・各都市の対象税目(特に「個人住民税」および「法人市民税」を優先する)において、課税業務プロセス、様式・帳票、システムの画面、システムの保有データ等の調査・都市間比較・分析を踏まえて標準的業務プロセスを構築し、この標準的業務プロセスにおけるAIやRPA等のICT等の導入を検討する。	鳥取県米子市 境港市 智頭町 日南町	住民基本台帳業務 福祉業務	一般市等モデル	・真に住民も職員も効果を実感できる標準的な「プロアクティブ型ワンストップサービスモデル(仮称:スマート窓口)」の導入を目指すため、データドリブン思考で抜本的な窓口事務プロセスのBPRを行い、AIやRPAの活用可能性を検証する。
群馬県前橋市 高崎市 伊勢崎市	住民基本台帳業務	中核市等モデル	・住民基本台帳業務で、現状業務プロセスの見える化をして団体間比較を行う。比較結果に基づき、AI・RPA等を活用した業務プロセスを試作して効果測定を行う。 ・具体的には、住民基本台帳業務システムのアクセスログからプロセスマイニングを行い、客観性のある基礎データとする手法の構築や新規に日次でアクセスログ監査を行う。	京都府 北海道 鹿児島県	会計業務 産業廃棄物収集運搬許可業務	都道府県モデル	・会計業務(支出伺い・契約)と申請業務(産業廃棄物収集運搬業の許可)についてAI文書解析によるデータ項目化、AIチャットボットによる自動相談、文書作成システムとAI-OCR+自動審査、RPAによるシステム連携を行いながら、文書様式・帳票や業務プロセス・システムを標準化する。
富山県射水市 魚津市 滑川市 黒部市 舟橋村 上市町 立山町 入善町 朝日町	税務業務 福祉業務	一般市等モデル	・富山県共同利用型クラウド構成団体における、業務プロセスの団体間比較を行い、各団体が納得するベストプラクティスのプロセスを確立するとともに、RPAを併行して導入することにより、業務の効率化を目指す。これに合わせ、RPA自体の共同利用も視野に入れ、本事業の中で環境や構成を検討するとともに、同環境を簡易に構築し検証を行う。	(株)オルゴ 大分県臼杵市 由布市 国東市 日出町	住民基本台帳業務	都道府県補完モデル	・大分県内の人口2~4万人規模の4市町において、職員負担の軽減や住民サービスの向上を図るため、AI・RPA等のICTを活用した住民異動に伴う窓口業務のスマート化(標準化・効率化)及び共同化について、県と市町村が連携して市町村間比較を行いながら、標準的な業務プロセス等を検討し、同規模の他自治体に展開可能な実践モデルを構築する。また仮想環境を利用したRPAライセンスの共有化も検討する。

【参考】令和2年度(2020年度) 自治体行政スマートプロジェクト事業委託団体一覧

応募グループ	対象業務	モデル	取組内容
三重県 三重県松阪市 三重県亀山市 三重県明和町 三重県玉城町	税務業務	市区町村 モデル	【税務業務に係る申請・調査データの読込・入力作業等におけるICT活用】 ・固定資産税業務(土地・家屋・償却資産)において、AIによる課税客体の把握等、AI-OCR・RPAを用いた読込・入力、AIを用いた申告内容確認を行う業務プロセスを構築する。また、ベテラン職員の暗黙知を取り込んだチャットボットを活用し、業務水準の平準化を図る。
和歌山県橋本市 大阪府河内長野市 奈良県五條市	内部管理業務	市区町村 モデル	【内部管理業務におけるデータ読込・入力作業におけるICT活用】 ・内部管理業務について、システムが異なる団体間で業務内容・業務量を比較したうえでICTの導入効果が高いと想定される業務を選定し、効果検証を行いながら、導入効果の最大化を図る。さらに、RPA共同処理を実現することで、導入費用を軽減した業務プロセス標準化のモデル構築導入効果を目指す。
愛知県豊橋市 愛知県岡崎市 群馬県前橋市 群馬県高崎市 群馬県伊勢崎市	税務業務	市区町村 モデル	【税務業務に係る課税業務におけるICT活用】 ・固定資産税及び個人住民税業務について、客観的なデータであるログ(業務アクセスログ/端末操作ログ)を分析することで現場負担を、ICT低減しつつ、現状業務プロセスの見える化をして団体間比較を行い、比較結果に基づきを活用した業務プロセスを試作して効果測定を行う。特に固定資産税業務においては、今後運用の本格化が予想される法務局をはじめとする登記所との通知オンラインデータを活用した事務処理の業務プロセス標準化や、航空写真での課税客体把握にICTを活用した業務プロセスの構築を目指す。
愛媛県 愛媛県今治市 愛媛県宇和島市 愛媛県新居浜市 愛媛県四国中央市 愛媛県西予市	内部管理業務	市区町村 モデル	【内部管理業務に係る入力・集計作業におけるICT活用】 ・今治市の全庁業務量データを軸に、他の参加4市でも同様の全庁業務量調査を実施し、標準化するための比較検討と課題点の明確化を行い、今治市で負荷の大きかった特定業務を中心に、業務負荷の大きな共通業務について、ICTを活用した業務プロセスの標準化モデルの最適化を実施する。
長崎県 大阪府 滋賀県	その他業務 (特定医療費(指定難病) 認定業務)	都道府県 モデル	【特定医療費(指定難病)認定業務におけるICT活用】 ・制度が複雑で業務負担が大きい難病患者に対する医療費助成業務(特定医療費(指定難病)認定業務)について、業務負担の軽減やノウハウ蓄積・継承といった自治体共通の課題の解決を目標とし、3府県における業務フロー分析、業務量比較を行う。その上で、職員の経験や知識をAIに蓄積し、判断の根拠が見える化したAIの構築と合わせた業務プロセスの標準化を目指す。

業務改革モデル等の横展開

業務改革モデルプロジェクトによる汎用性のある改革モデルの横展開

- 業務改革モデルプロジェクトによる汎用性のある改革モデルの横展開のため、
 - ①平成28～30年度に実施した業務改革モデルプロジェクト全団体の成果概要と報告書をHP上で公開
 - ②都道府県行革担当・市町村担当、指定都市行革担当へのヒアリングで実施団体の成果を周知
 - ③ブロック会議等の説明会において実施団体の成果を紹介
 - 上記横展開をさらに加速させるため、自治体の希望に応じて平成28～30年度業務改革モデルプロジェクト実施団体及び総務省の担当者を派遣し、よりきめ細やかな情報提供を実施。
- 

業務改革モデルプロジェクト及び自治体行政スマートプロジェクト説明者派遣事業

- 1 実施内容：業務改革モデルプロジェクト及び令和元年度自治体行政スマートプロジェクト実施団体及び総務省の担当者を派遣（Web会議方式での研修会等参加を含む）。
- 2 対象団体：民間企業の協力のもと、住民サービスの向上・歳出効率化に向けてBPRの手法を活用した新たな窓口・内部管理業務改革や、AI・RPA等を活用した業務プロセス標準モデルの構築について、都道府県単位等で研修会、事例研究会等を実施する団体。
- 3 実施時期：令和3年度実施については、追って事務連絡発出予定。
（今年度は令和2年8月14日に発出）

新型コロナウイルス感染症への対応に係る指定管理者制度に関する事務連絡

「新型コロナウイルス感染症への対応に係る指定管理者制度の運用の留意点について」

(令和2年3月27日事務連絡)

新型コロナウイルス感染症への対応について、指定管理者が管理する公の施設（以下「施設」という。）においては、施設利用の休止、事業の中止や延期など、感染拡大防止に向けた様々な対応や、施設利用者による施設利用の中止や自粛などが、施設の運営状況に影響を及ぼしていることと承知しております。

感染拡大防止に向けた対応等により生じた施設における減収等については、**各地方公共団体と指定管理者との間で締結した協定等において、リスク分担の考え方が示されている場合は当該考え方にに基づき対応し、地方公共団体と指定管理者の間で協議をすることとされている場合は当該協議に基づき取扱いを定める等、協定等に基づき適切に対応されるべきもの**です。また、**協定等において取扱いが明確でない場合は、地方公共団体と指定管理者との間で別途協議を行い、取扱いを決定することが必要**であると考えられます。

つきましては、指定管理者制度を導入している地方公共団体におかれましては、以上のことを踏まえ、適切な運用に努められますようお願いいたします。

なお、各都道府県市区町村担当課におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対しましても、本事務連絡について周知方よろしく申し上げます。

行政経営支援室が実施する定例調査

	テーマ	サイクル	直近 実施年度	次回予定
1	地方行政サービス改革の取組状況	毎年度実施	R2	R3
2	地方自治体におけるAI・RPAの導入状況等	毎年度実施	R2	R3
3	指定管理者制度の導入状況等	概ね3年毎に実施	H30	R3
-	情報公開条例の制定状況	調査項目を精査した上で「地方行政サービス改革の取組状況」調査と統合し、概ね3年毎に実施	R2	R5
-	公文書管理条例等の制定状況	調査項目を精査した上で「地方行政サービス改革の取組状況」調査と統合し、概ね3年毎に実施	R2	R5
-	行政評価の取組状況	今後必要に応じて実施	H28	—
-	行政手続条例の制定状況	今後必要に応じて実施	H29	—
-	意見公募手続制度の制定状況	今後必要に応じて実施	H29	—